

審第630号－1

答申第623号

令和7年5月7日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年3月22日付け障推第3128号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第908号

平成29年11月21日付けで審査請求人から提起された、平成29年9月7日付け障推第1410号で行った行政文書開示決定及び行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年9月7日付け障推第1410号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。
- 2 実施機関は、平成27年7月7日に精神保健指定医の指定を受けていない医師から收受した手紙（以下「本件手紙」という。）について、開示決定等をすべきである。
- 3 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年8月7日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「平成27年7月14日に発表された精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施についてに関する情報一切。業務の再開等も含む。指定を取り消された指定医及び検証をした指定医に支払われた報償費、報酬、交通費、宿泊費等の書類も含む。また、その件に付随する診療報酬の不正・返還についての情報一切。

たとえば、指定医の氏名がわかる文書、起案、議事録・会議報告書、大学や病院からの文書、大学や病院宛ての文書、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、再発防止策、判断の妥当性等の検証、指定医や病院への支出関連書類、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他のメモ、講演・講座の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、

参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

少なくとも、障害福祉課、保健所、精神保健福祉センターは、担当課にお含めください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「障害福祉課嘱託医等勤務表（４月分）送付伺い」（以下「本件対象文書１」という。）、「障害福祉課嘱託医等勤務表（２月分）送付伺い」（以下「本件対象文書２」という。）、「心神喪失者等医療観察法に基づく精神保健判定医の候補者推薦に係る同意（内諾）の確認書」（以下「本件対象文書３」という。）、「精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の検証について」（以下「本件対象文書４」という。）、「措置診察を行う際の精神保健指定医資格確認について（通知）」（以下「本件対象文書５」という。）、「支出負担行為・支出伝票」（以下「本件対象文書６」という。）、「精神保健指定医の指定を受けていない医師による措置診察の実施について」（以下「本件対象文書７」という。）、障第１６００号「精神保健指定医の資格確認について（依頼）」（以下「本件対象文書８」という。）、障第１５９７号「精神保健指定医の資格確認について（依頼）」（以下「本件対象文書９」という。）、「精神保健指定医の職務等について（通知）」（以下「本件対象文書１０」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行い、本件対象文書７から１０までに関して行政文書開示決定（本件決定と併せて「本件各決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件各決定を不服として、平成２９年１１月２１日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示情報は、いずれも、条例第8条のいずれの号にも該当しないか、たとえ同条第2号、第3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

本件不開示情報は、いずれも、条例第10条に該当する。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

本件対象事案につき、処分庁が住民訴訟で証拠として提出した文書等、明らかに他にも対象文書が存在する。これは、処分庁による情報隠蔽あるいは証拠捏造であり、到底許されることではない。

(2) 不開示箇所の不開示事由非該当性

本件対象文書は、患者の自己決定権をはじめとする、精神保健指定医と行政とが連携して対象者の基本的人権を侵害していることについての記録であり、措置診察の検証等の記録を通じて、障害者の権利条約や自由権規約や拷問禁止条約等によって強制的精神医療を行う精神科医や行政に要請されている行動を精神科医と行政とがどのように果たしているかを知ることは、医療や行政の行動によって影響を受ける県民の当然の権利である。さらに重要なことは、本件対象文書に係る情報が、患者のみならず、高齢者、知的しょうがい者、精神しょうがい者の生存権、勤労権、幸福追求権、インフォームド・コンセントの権利といった、日本国憲法の保障する基本的人権の問題そのものであり、その情報を保有している行政がそれを秘匿すべきであるとすることは認められない。

本件では、結果として当該医師は精神保健指定医でなかったとしても、措置診察

の依頼時においても実施時においても、ともに、外形的に精神保健指定医として公務を行ったものである。精神保健指定医の氏名は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の4第2項により、精神保健指定医という特別職の公務員の職務遂行情報に係る氏名であるから、条例第8条第2号ただし書きハに該当する。その他、同意年月日、医師免許番号、勤務先名、診療所名、勤務先所在地、待機場所、検証場所、指定医証番号、交付日、有効期限、連絡先など不開示部分のほとんど精神保健指定医という特別職の公務員の職務遂行情報であるから、同号ただし書きハに該当する。

精神保健指定医の氏名は、これを不開示とされると、一般に、違法・不当な精神保健指定医の公務により対象者が被った強制移送、強制的身体拘束、精神変容薬の強制投与、電気ショック療法の強制実施等について当該精神保健指定医を一般不法行為責任に基づいて財産の管理を怠る事実の相手方として住民監査請求及び住民訴訟を提起するうえで、住民監査請求においては法令上では相手方の氏名の特定を求められていないにもかかわらず、千葉県も含めた自治体では住民監査請求人に特定を求めており、特定できないと住民監査請求が却下されており、住民訴訟においては原告に相手方の氏名の特定につき立証責任が課されていることから、精神保健指定医の氏名という情報は、精神保健指定医業務の対象者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとともに、県民の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもある。したがって、精神保健指定医の氏名は、条例第8条第2号ただし書きロに該当する。

また、条例の前文及び第1条の規定並びに障害者の権利条約や自由権規約や拷問禁止条約等の規定及び国連勧告に鑑みても、上述のとおり、地方自治法及び行政事件訴訟法の規定により住民に立証責任が課されている情報のうち、精神保健指定医の氏名及び報償費は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報である。したがって、精神保健指定医の氏名は、条例第8条第2号ただし書きイに該当する。

上記の理由から、住民監査請求や住民訴訟は、圧力や干渉ではなく、参政権の正当な行使であることから、事業事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない以上、債権者の名称及び氏名は、条例第8条第6号に該当しない。

支出番号、負担行為番号等は、個人識別性は認められず、条例第8条第2号には

該当しない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した、本件各決定に対する本件審査請求はこれを棄却するとの裁決を求める。

2 処分内容及び理由

(1) 処分の内容

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

(2) 処分の理由

ア 部分開示決定における不開示部分の条例第8条第2号妥当性について

条例第8条第2号は「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる者を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を個人情報として不開示とすると規定している。

本件対象文書で不開示としたのは、前記第2 3の本件対象文書1から6に係る文書に記載された次の情報である。

(ア) 本件対象文書1について

氏名、診療所名、待機場所

(イ) 本件対象文書2について

氏名、診療所名、待機場所

(ウ) 本件対象文書3について

同意年月日、住所、氏名、生年月日、医師免許証番号、勤務先医療機関名等、勤務先機関等所在地、連絡先電話番号、FAX番号

(エ) 本件対象文書4について

勤務先、氏名、検証場所

(オ) 本件対象文書5について

番号、氏名、勤務先、交付日、有効期限

(カ) 本件対象文書6について

支出番号、負担行為番号、債権者の番号・住所・振込先

これらの情報は、いずれも特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第8条第2号に該当する。なお、これらの情報は、条例第8条第2号ただし書きのいずれにも該当しないことから、不開示としたものである。

イ 部分開示決定における不開示部分の条例第8条第6号妥当性について

条例第8条第6号は「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と事務事業情報を不開示にする規定している。本件対象文書で不開示としたのは、前記第2 3の本件対象文書6に係る文書に記載された、債権者の名称及び氏名である。

これらの情報は、公にすることによって精神保健指定医への圧力や干渉、権利利益を不当に侵害するおそれ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである。

3 弁明の内容

審査請求人は、「文書探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である」と主張している。本件審査請求を受け、該当する文書を再度探索したが、本件各決定の決定通知書に記載した行政文書以外の対象文書は存在しなかった。

また、審査請求人がいう「条例第8条第2号、第3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する」という主張については、前記2（2）アで説明するとおり、条例第8条第2号に該当し、ただし書きには該当しないものである。

なお、審査請求人が主張する条例第8条第3号に該当するという点については、処分の理由に該当していないため、弁明のしようがない。

条例第10条に該当するという主張であるが、不開示部分が保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないため、主張には理由がない。

第5 条例第23条第4項の規定による調査

1 審査会による調査

(1) 実施機関に対する調査

当審査会は、令和6年10月24日付で、実施機関に対し、条例第23条第4項の規定による調査（以下「本件調査」という。）を行った。

(2) 本件調査の内容

本件対象文書4には、県精神保健福祉センター長（以下「センター長」という。）及び民間の医師（以下、センター長と併せて「検証実施者」という。）に対して精神保健指定医の指定を受けていない医師が行った措置診察結果の妥当性について検証を依頼したところ、検証実施者から判定は妥当であるとの結果報告を受けた旨の記載があるが、当該報告は文書により行われたか。

2 本件調査に係る回答

(1) 実施機関からの回答

令和6年11月20日付けで、実施機関から本件調査に対する回答が示された。

(2) 回答内容

検証実施者が検証するに当たり、結果の報告は口頭で行われた。

(3) 回答理由

ア 精神保健指定医の指定を受けていない医師の判定により措置入院となった方がいたことから、その判定が妥当であったかを県として早急に検証し、対応方針を決定する必要があった。

イ 速やかに報告を受けるため、検証場所に担当職員が出向き、検証医師との対面により検証を行った。

ウ 当該職員に検証時の状況等を聴取したところ、検証は、判定が妥当であったか否かを、検証医師から職員が直接口頭で報告を受けたとのことだった。

エ このことから、検証結果の報告に関する文書はなかった。

第6 審査請求人からの意見書の提出

1 意見書の提出

令和6年12月4日付けで、審査請求人から当審査会あてに意見書が提出された。

2 意見書の内容

条例第23条第4項の調査に対する実施機関の回答（令和6年11月20日付け障推第1743号）について意見書及び証拠書類又は証拠物を提出する。

精神保健福祉法第19条の4第2項第1号による措置診察は、指定医でない医師による診察で代替させることはできないうえに、同法第29条第2項は、措置入院後相当期間経過した後で精神保健指定医のもう1人が直接対象者本人を診察せずに措置相当と判断することを許容しておらず、「措置診察を担当したもう1人の指定医も措置入院が相当であると判断していること」と本件の検証とを組み合わせることにより、同法第29条第2項にいう「各指定医の診察の結果が一致した場合」に該当するとは到底、いえないものである。

実際、裁判所によって、精神保健指定医の指定を受けていない本件の医師による措置診察は違法であり、注意義務違反による過失が認められ、不法行為が成立すると判示されて確定している。

このような重大な人権侵害についての検証に係る報告が専ら口頭によって済まされる軽微なものとは到底言えない。

そして、実施機関は、過去にも繰り返し行政文書を作成すべきであったのにこれを怠ったから、適切な行政文書の作成や保有等の管理を行わなければならない旨の附言を答申中で指摘されている。

そうすると、高度の精度が要求される検証や報告について迅速性が求められることを盛んに強調して報告が専ら口頭で済まされたことを理由に挙げて検証結果の報告に関する文書が存在しないとする説明は、極めて不自然かつ不合理であるというほかない。

したがって、検証結果の報告に係る文書が存在することが強く推認されるというべきであるから、少なくとも、これを特定して開示すべきである。

第7 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明、本件調査に対する回答及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件部分開示決定について

- (1) 本件対象文書1は、平成25年4月分の障害福祉課嘱託医等の勤務（待機）表送付伺いであり、また、本件対象文書2は、平成26年2月分の障害福祉課嘱託医勤務表送付伺いであり、それぞれ伺い文、勤務表及び無償待機指定医情報で構成されているが、このうち、実施機関は、嘱託医、待機指定医の氏名、診療所名及び待機

場所を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書3は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第6条の規定による精神保健判定医の候補者として推薦されることについての同意（内諾）確認書であるが、実施機関は、同意年月日、同意した医師の住所、氏名、生年月日、医師免許証番号、勤務先医療機関等名、勤務先機関等所在地、連絡先電話番号、FAXを送信した月日及び時間を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書4は、指定医の指定を受けていない医師による措置診察について、その判定結果の検証を検証実施者に依頼するための起案文書であるが、実施機関は、検証実施者のうち、民間の医師の氏名、勤務先及び検証場所を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書5は、各健康福祉センター（保健所）宛てに通知した指定医の資格確認に関する起案文書であり、別紙として措置診察指定医リストが添付されているが、このうち、実施機関は、指定医証番号、指定医の氏名、勤務先、指定医証の交付日及び有効期限を条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書6は、本件対象文書4において検証を依頼した医師に対して報償費の支出を行う為の支出証拠書類であるが、このうち、実施機関は、支出番号、負担行為番号、債権者番号、住所及び振込先は条例第8条第2号に該当し、名称及び氏名は条例第8条第6号に該当するとして不開示とした。

これに対し、審査請求人は、本件決定により不開示とした部分は、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、不開示部分に係る本件部分開示決定の妥当性について、以下検討する。

（2）本件対象文書1及び2について

ア 障害福祉課嘱託医等の勤務表送付伺い文について

本件対象文書2のうち、障害福祉課嘱託医等の勤務表（以下「本件勤務表」という。）送付伺い文には、措置診察のために待機する指定医（以下「待機医」という。）の氏名が記載されている。

待機医の氏名は、当該待機医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第8条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 本件勤務表について

本件対象文書1及び2のうち、本件勤務表は、月毎のカレンダー形式の文書であり、日付毎に、待機医の氏名が記載されている。

待機医の氏名は、当該待機医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号前段に該当する。

もっとも、当審査会が本件勤務表を見分したところ、本件勤務表に記載の待機医のうち、一部の待機医は県の嘱託職員であり、公務員であることが認められ、当該公務員の氏名は、条例第8条第2号ただし書きハに定める公務員の職務遂行の内容に当たる情報であると認められることから、同号により不開示とすることはできない。

そこで、実施機関は不開示の理由とはしていないが、当審査会の職権により、当該公務員の氏名が、条例第8条第6号に該当するかを以下検討する。

措置診察は、都道府県知事が必要と認めるときに指定医に行わせるものであり（精神保健福祉法第27条第1項）、県の機関が行う精神保健福祉事業の一つであると認められる。

本件勤務表には、日付毎に措置診察を行う予定の待機医の氏名が記載されており、日付が既に開示されていることからすると、当該日付に措置診察を受けた被診察者等が、実際に診察を行った指定医の氏名を具体的に特定できる可能性を否定できない。

指定医が行う診察は、病状の改善という共通目的のためにお互いの協力関係の下に行われる医師と患者の診療契約関係とは異なり、精神障害又はその疑いがある者に対して一方的に行われるものであり、診断の結果、被診察者の意思にかかわらず、直接身体を拘束する場合もある措置入院の要否を判断するものであることに鑑みると、当該公務員の氏名を公表することにより、同人が被診察者等から圧迫及び干渉を受ける可能性があり、公正適切な診断が困難になるおそれがあるなど、県の機関が行う精神保健福祉事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、待機医の氏名のうち公務員の氏名は条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当であり、その他の氏名は、条例第8条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすること

が妥当である。

ウ 無償待機指定医情報について

本件対象文書1及び2のうち、無償待機指定医情報は、氏名、診療所名、待機場所及び送迎の各欄から構成される表形式の文書であり、氏名欄には待機医の氏名が、診療所名欄には当該待機医の診療所名が、待機場所欄には当該待機医の待機場所名が記載されている。

上記情報のうち、氏名及び診療所名は、当該各待機医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、氏名及び診療所名は、条例第8条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

上記情報のうち、待機場所欄には市名、区名及び字名が記載されていることが認められる。

待機場所（字名の部分を除く。）は、特定の個人を識別することができるものと認められず、また、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。他方、待機場所のうち、字名の部分は、当該表の性質からすると、記載されている他の情報と照らし合わせることで、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、待機場所（字名の部分を除く。）は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきであるが、その余の部分は、同号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件対象文書3について

ア 本件対象文書3には、精神保健福祉法第18条の規定による指定医の指定を受けていない医師（以下「本件医師」という。）の住所、氏名、生年月日、医師免許証番号、勤務先医療機関等名、勤務先機関等所在地、連絡先電話番号及びFAX番号（以下「住所、氏名等」という。）並びに同意年月日、FAX送信年月日及び時間（以下「同意年月日等」という。）が記載されている。

上記情報のうち住所、氏名等は、本件医師の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、住所、氏名等は、条例第8条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

上記情報のうち同意年月日等は、本件医師の個人に関する情報であるが、この情報自体は、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、本件医師の氏名が不開示とされている以上、同意年月日等を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、同意年月日等は、条例第8条第2号本文には該当しないため、開示すべきである。

(4) 本件対象文書4について

本件対象文書4には、検証を依頼した指定医（以下「検証医」という。）の氏名、職種、勤務先及び検証場所が記載されている。

上記情報は、一体として検証医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(5) 本件対象文書5について

本件対象文書5のうち、措置診察指定医リストには、番号、氏名、勤務先、交付日及び有効期限の各情報が記載されている。

上記情報のうち、番号、氏名及び勤務先は、当該各指定医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号前段に該当する。

しかし、措置診察指定医リストに記載の指定医のうち、一部の指定医は同号ただし書ハに規定する公務員等（以下「公務員等」という。）であることが認められ、当該公務員等の氏名及び勤務先は、当該公務員の職務遂行の内容に係る情報であると認められるため、同号ただし書ハに該当すると認められる。

したがって、上記リストに記載された番号、氏名及び勤務先のうち公務員等の氏名及び勤務先は開示すべきであるが、その余の情報は不開示とすべきである。

上記情報のうち、交付日及び有効期限については、開示することにより特定の個人を識別することができるものと認められず、指定医個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当しないことから開示すべきである。

(6) 本件対象文書6について

ア 支出番号及び負担行為番号については、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められないため条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

イ 債権者番号、住所、振込先、名称及び氏名については、一体として指定医の個人に関する情報であって、特定の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

2 本件開示決定及び請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、本件各決定の取消しを求めており、本件請求に係る対象文書の特定漏れについて主張していると判断されるため、以下検討する。

(1) 反論書記載の文書について

当審査会が職権により調査したところ、審査請求人が反論書において存在すると主張する文書は、平成27年に本件医師から実施機関の担当者へ送付された手紙（以下「本件手紙」という。）であり、実施機関が保有するものと認められる。本件手紙には本件医師が指定医の指定を受けていないにも関わらず措置診察を行った経緯等が記載されている。

本件請求は、報道発表された事案に関する措置診察の実施に係る情報が記載された文書の開示を求めるものであり、対象文書の例として、「指定医の氏名がわかる文書」や「病院からの文書」などが挙げられていることから、本件手紙は本件請求に係る対象行政文書に該当すると認められる。

よって、実施機関は本件手紙について開示決定等を行うべきである。

(2) その他の文書について

前記第5のとおり、本件調査を行ったところ、検証実施者による検証の結果報告は口頭で行われたため、受け取った文書は保有していないほか、口頭で聞き取った内容について、復命書、報告書等は作成していないとのことであった。

また、実施機関において、当時在籍していた職員に当時の対応の聞き取りを行うと共に、障害福祉課の業務を引き継いだ障害者福祉推進課の事務室内を再度探索したほか、当審査会が事務局職員をして実施機関の保有する本件請求に関連する簿冊を確認させたが、検証実施者から収受した文書や、実施機関が作成した復命書、報

告書等は確認できなかった。

以上の調査及び確認内容を踏まえると、本件各決定の決定通知書に記載した行政文書以外の対象文書を保有していないという実施機関の説明を覆すに足る事情は前記（１）に記載した文書を除き本件審査においては認められなかった。

したがって、既に決定した文書及び前記（１）に記載した文書は別にして本件請求対象文書を保有しないとの実施機関の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

- （１）実施機関が本件部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。
- （２）実施機関は、本件手紙について、開示決定等をすべきである。
- （３）実施機関のその余の決定は、妥当である。

5 附言

検証結果に関する文書について、実施機関は、前記第５ ２のとおり、検証実施者から口頭で報告を受けたことから、文書を保有していないと説明している。

しかし、前述のとおり本件は実施機関の事務の問題から報道発表が行われた案件であり、検証結果次第では、実施機関が一層の責任を問われる可能性があるにも関わらず、その検証結果を口頭により聞き取ったのみで事務を進め、関連する文書を一切作成していないというのは、検証結果の妥当性について疑念を招くおそれがあるほか、千葉県行政文書規則第３条にいう「事務の処理は行政文書によることを原則とする」に照らして適切ではなかったと言わざるを得ない。実施機関が説明するような、緊急的な対応の必要があったとしても、事後に復命書や報告書を作成するなど、検証結果を記録として残すための何らかの文書は作成されてしかるべきと考える。

今後、実施機関においては千葉県行政文書管理規則等に基づき、適切に事務処理が行われるように附言する。

第８ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成30年 3月23日	諮問書の受付
令和 6年 9月30日	審議
令和 6年10月25日	審議
令和 6年11月27日	審議 条例第23条第4項の規定による調査結果の報告
令和 6年12月 5日	審査請求人の意見書の受付
令和 6年12月25日	審議

別表

対象文書名	開示すべき情報
本件対象文書1	待機場所（字名の部分を除く。）
本件対象文書2	待機場所（字名の部分を除く。）
本件対象文書3	同意年月日等
本件対象文書5	公務員等の氏名及び勤務先、交付日、有効期限
本件対象文書6	支出番号、負担行為番号

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)